

クリーン開発メカニズム(CDM)事業の流れ

① CDMプロジェクトの計画（プロジェクト設計書）の作成

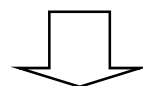
② CDM理事会によるベースライン（※）設定方法等の承認
（既承認の方法をそのまま使用する場合は不要。順序は③と順不同）

今回の承認

③ 投資国、ホスト国それぞれからの書面による承認

④ 指定運営組織（審査機関）による、プロジェクトの審査（有効化審査）

⑤ CDM理事会へのプロジェクトの正式登録（必要な場合にはCDM理事会による再審査）



CDMプロジェクトの実施

⑥ 温室効果ガスの排出削減量の算定に必要なモニタリングの実施

⑦ 指定運営組織（審査機関）による、排出削減量の検証・認証

⑧ 指定運営組織が認証した排出削減量に相当するクレジット（CER）を、CDM理事会が発行

⑨ プロジェクト参加者等の間でのクレジット（CER）の分配

⑩ 各国国別登録簿の保有口座へ移転

※ベースライン
CDMプロジェクトがなかった場合の排出量の予測シナリオ。
ベースラインからの削減量がクレジットとして発行される。